

提出した事件記録（写し）の取扱いについて

運 輸 審 議 会
会 長 堀 川 義 弘 殿

令和8年10月7日

国 土 交 通 大 臣
井 林 辰 憲

運輸審議会に令和8年10月7日付けで提出した事件記録（写し）について、閲覧させ、
又はその写し等を交付することは、

- ☒ 差し支えない。
☐ 適当ではない。

（適当ではない理由）

--